

## はじめに

「鎌ケ谷市は、緑の豊富な街」です。これは私がこの街に来た最初の率直な印象でした。

緑の空間はうるおいと安らぎのある快適で豊かな市民生活に欠くことのできない大切なものです。

都心から 25km 圏内に位置した首都近郊の住宅都市として発展してきたなかで、鎌ケ谷市固有の自然環境が守られ、歴史と文化がふるさと産品であります梨に代表されるように豊かな農地と緑の環境を培い、今日の鎌ケ谷市が形成されてきたものです。

また近年特に地球環境、都市環境に対する関心や、自然とのふれあいを求める人々のニーズがたかまりをみせています。とりわけ環境保全の観点から生態系の維持保全と環境改善の取り組みが鎌ケ谷市内各地でも市民の皆さま自ら具体的活動に着手され継続的に行われております。

市民や行政、企業を含めて街を豊かにすることにさまざまな人々の意識や気持ちと環境との共生、及び地域の自然・歴史・文化などにわたる諸資源を守り発展させているのです。

この「緑の基本計画」は、鎌ケ谷市の“緑”としての取り組み及び将来の“緑”のあり方についての方向性を定めることを目的とするものです。

案の段階で公民館などでの縦覧、ホームページへの掲載により市民の皆さまにご覧頂くと共に、懇話会やインターネットなどによりご意見を頂きながら、それらを計画に反映させてきました。

まちづくりの基本である「情報公開」と「市民参加」を経て策定したものです。

現在取り組もうとしている新たな都市計画事業が（仮称）粟野地区公園であります。この公園事業も“みどりは市民遺産である”という共通認識のもと、「粟野の森」を貴重な市民遺産として保全し次世代に引き継ぐことへの市民の皆さまからの数多くのご意見と熱い思いが計画の具体化として実を結んだものです。

これからも情報提供や意見交換など市民の皆さまと行政の協働により施策の実現に取り組んでまいりたいと思います。

終わりに、この「緑の基本計画」策定にあたり、市民の皆さまのご協力に心から感謝申し上げますとともに、今後とも一層のご協力、ご尽力をお願いいたします。

平成15年2月

鎌ケ谷市長 清水 聖士

# 目 次

第1章 緑の基本計画について .....	1
1 - 1 緑の基本計画の位置づけ.....	1
1 - 2 緑の基本計画の構成.....	2
1 - 3 緑の基本計画策定の考え方.....	3
1 - 4 緑の基本計画策定の流れ.....	4
第2章 緑の現況 .....	5
2 - 1 都市の概況.....	5
2 - 2 緑の概況.....	6
(1) みどりの分布と特性.....	6
(2) 緑地現況.....	8
(3) 緑化活動の状況.....	9
第3章 市民意見 .....	13
3 - 1 主な市民意見.....	13
(1) 市域全体に対する意見.....	13
(2) 北部地域に関する意見.....	14
(3) 西部地域に関する意見.....	14
(4) 中央東地域に関する意見.....	15
(5) 中央地域に関する意見.....	15
(6) 東部地域に関する意見.....	15
(7) 南部地域に関する意見.....	16

## 第4章 緑の課題 ..... 17

4 - 1 市域全体のみどりの状況と課題.....	17
(1) ふるさとの景観や郷土の歴史を物語るみどりの保全 .....	17
(2) 生き物のための身近な自然環境の保全 .....	17
(3) 心身の健康を保ち快適な生活をおくるための身近な公園づくり.....	17
(4) 自然とのふれあいの場の保全と創出.....	18
(5) 都市防災に役立つみどりの保全と防災空間の整備.....	18
(6) ネットワークづくり.....	18
(7) 少子高齢化に対応したバリアフリー化等の推進.....	18
(8) 市民参加によるみどりの保全・創出.....	19
4 - 2 地域別のみどりの状況と課題.....	20
(1) 北部地域.....	21
(2) 西部地域.....	22
(3) 中央東地域.....	22
(4) 中央地域.....	23
(5) 東部地域.....	23
(6) 南部地域.....	24

## 第5章 計画の基本方針と緑地の保全及び緑化の目標 ..... 25

5 - 1 基本理念と緑の将来像.....	25
(1) 基本理念.....	25
(2) 緑の将来像.....	26
5 - 2 基本方針と施策の体系.....	28
(1) 基本方針.....	28
(2) 施策の体系.....	29
5 - 3 緑地の確保目標量.....	30
(1) 計画の目標年次.....	30
(2) 計画対象区域.....	30
(3) 人口の見通し.....	30
(4) 都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準 及び緑地の確保目標水準.....	31
(5) 緑化の目標.....	32

## 第6章 緑地の配置方針 ..... 33

6 - 1	系統別の配置方針.....	34
(1)	環境保全系統の配置方針.....	34
(2)	レクリエーション系統の配置方針.....	38
(3)	防災系統の配置方針.....	41
(4)	景観構成系統の配置方針.....	44
6 - 2	総合的な配置方針.....	47
6 - 3	緑化重点地区の設定.....	48

## 第7章 緑地の保全及び緑化の推進のための施策 ..... 51

7 - 1	身近な自然を守り親しむ.....	51
(1)	谷津の保全.....	51
(2)	谷津以外の樹林地・草地・樹木の保全.....	52
(3)	谷津以外の農地の保全.....	53
(4)	水辺の保全.....	54
(5)	文化財・歴史的遺産と一体となったみどりの保全.....	54
(6)	生態系の保全.....	54
7 - 2	まちをみどりの快適空間にする.....	55
(1)	住区基幹公園の整備.....	55
(2)	総合公園の整備.....	55
(3)	広域公園の整備.....	56
(4)	その他の空間の活用とバリアフリー化.....	56
(5)	公共公益施設の緑化.....	56
(6)	鉄道敷地・駐輪場・駐車場の緑化.....	57
(7)	民有地の緑化.....	57
7 - 3	自然を感じる、人にやさしいネットワークをつくる.....	59
(1)	幹線道路によるネットワークづくり.....	59
(2)	河川・水路によるネットワークづくり.....	60
(3)	谷津によるネットワークづくり.....	60
(4)	生活道路等の沿道緑化によるネットワークづくり.....	60
7 - 4	協働でみどりを創り守る.....	61
(1)	みどりを育てる体制づくり.....	61
(2)	普及啓発活動.....	63

参考 1	緑の基本計画素案に関する市民意見 .....	65
参考 2	緑の基本計画案に関する市民意見 .....	73
参考 3	用語集 .....	75
参考 4	緑の都市宣言 .....	77

本書の使用にあたって

- 1) 鎌ヶ谷市が所管する現況の諸数値は、平成 13 年 4 月 1 日を基準としている。
- 2) 緑の現況図や民間施設の状況については、平成 9 年調整の鎌ヶ谷市都市計画図（縮尺 1:2,500 白図）を基に航空写真等による追加、修正を行い、整理している。
- 3) \*印の用語は、用語集に掲載している。